

## 第5回林業公社の経営対策等に関する検討会の概要について

1 日 時 平成21年3月27日（金） 10:00～12:00

2 場 所 総務省601会議室

3 出席者 別紙のとおり

4 議 事

・各林業公社の今後の森林整備のあり方と経営対策について

※「林業公社の森林整備等に関するアンケート」の集計結果を基に意見交換を実施

5 出席者の主な発言内容

（契約期間の延長）

- 伐採・契約解除後の再造林が見込めず、放置される懸念を考慮すれば、契約延長は、有益である。
- 一部の所有者からは、契約延長せず通常伐期の現契約を望む実態がある。

（公社の解散）

- 解散により損失補償をしている都道府県が債務を肩代わりすること、解散後の公社有林の管理主体も都道府県が引き継がざるを得ないことから、公社の解散については、その得失について検討する必要がある。
- 契約延長は利息と管理費がかかり増しになる。解散は管理を最小限にとどめれば、効果があるが、公益的機能の観点から解散後の管理の在り方の検討が重要である。

（広葉樹林化）

- 分収林契約は、伐採し返還するという仕組みであるが、公社のように公的な機関が伐採後に再造林されず放置することは、公的機関として問題であると認識。
- 皆伐後の更新は、土地所有者が引き取り再造林することになる。広葉樹林化し、手の掛からない形で所有者に返すのが理想の姿だが、広葉樹林化までの費用負担が課題となる。

（分収割合の見直し）

- 伐期の見直しについては一定の理解はあるが、分収割合の見直しについては難しい。特に現時点で比率を変更することに抵抗が大きい。
- 材積分収は、最終的に立木のままで所有者に持分を返還する方式であり、返還時に

おける再造林が不要となる。

(低コスト化)

- 公社の森林は団地的なまとまりがあり、集中的な路網の整備と高性能林業機械の導入により、間伐や将来の主伐時の生産コストを下げる事が可能である。
- 定額助成では、工夫次第で都道府県や公社の負担をなくし、間伐の実施や路網整備が可能である。

(資金調達)

- 公社では債務の償還が始まっているが、まだ伐期が来ていないことから伐採収入がなく、返還に係る資金の調達ができていない。
- このため、市中から調達が可能な場合は市中で、不可能な場合は都道府県の支援により調達している。

(間伐収入等の確保)

- 林齢構成から収入間伐ができつつあるが、これまでの実績はほとんどない状況。
- 各公社の設立時の事業目的等が異なるが、一般に奥地が多く搬出条件が悪いという傾向にある。
- 補助金を活用して収支を改善したり、定額助成により負担をなくすなど、各種事業をうまく組み合わせることが有益である。

(別 紙)

「林業公社の経営対策等に関する検討会(第5回)」出席者名簿

末宗 徹郎 総務省自治財政局調整課長

佐々木 克樹 総務省自治財政局公営企業課長

高田 寛文 総務省自治財政局財務調査課長

牧元 幸司 林野庁林政部企画課長

黒川 正美 林野庁森林整備部整備課長

西林寺 隆 林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室長

佐藤 文隆 秋田県農林水産部長  
(代理出席 近藤 誠二 農林水産部次長)

太田 昇 京都府総務部長

臼井 裕昭 高知県森林部長  
(代理出席 久武 弘明 森林部森づくり推進課企画監)

久保田 修 大分県農林水産部森林整備室長  
(代理出席 佐藤 雅昭 農林水産部森林整備室室長補佐)

白尾 國豊 鹿児島県林務水産部長  
(代理出席 池田 賢一 林務水産部森林整備課県営林管理監)

(敬称略)